

平成26年土佐清水市議会第2回定例会12月会議会議録

第8日（平成26年12月15日 月曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 報告第11号「専決処分した事件の報告について（工事請負契約金額の変更について）」から報告第13号「専決処分した事件の報告について（平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）」までの報告3件及び議案第69号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）」について」から議案第84号「訴えの提起について」までの議案16件、計19件  
（質疑）

日程第2 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 11人

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 田中耕之郎君 | 2番  | 岡本詠君  |
| 3番  | 細川博史君  | 4番  | 前田晃君  |
| 5番  | 浅尾公厚君  | 6番  | 森一美君  |
| 7番  | 小川豊治君  | 8番  | 西原強志君 |
| 9番  | 永野裕夫君  | 11番 | 仲田強君  |
| 12番 | 武藤清君   |     |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

10番 岡崎宣男君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |      |      |       |
|--------|------|------|-------|
| 議会事務局長 | 山下毅君 | 局長補佐 | 東博之君  |
| 議事係長   | 池正澄君 | 主事   | 中島史博君 |

主 事 濱田 紗和 君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                              |         |                                             |         |
|------------------------------|---------|---------------------------------------------|---------|
| 市 長                          | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                                       | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長       | 黒原 一寿 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員                  | 野村 仁美 君 |
| 企 画 財 政 課 長                  | 早川 聡 君  | 総 務 課 長                                     | 木下 司 君  |
| 危 機 管 理 課 長                  | 横畠 浩治 君 | 消 防 長                                       | 田村 光浩 君 |
| 消 防 署 長                      | 上原 由隆 君 | 健 康 推 進 課 長                                 | 戎井 大城 君 |
| 福 祉 事 務 所 長                  | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長                                     | 岡田 敦浩 君 |
| 環 境 課 長 兼<br>清 掃 管 理 事 務 所 長 | 坂本 和也 君 | ま ち づ く り 対 策 課 長                           | 横山 周次 君 |
| 産 業 振 興 課 長                  | 二宮 真弓 君 | 産 業 基 盤 課 長                                 | 文野 喜文 君 |
| 水 道 課 長                      | 田村 和彦 君 | じ ん け ん 課 長                                 | 田村 善和 君 |
| し お さ い 園 長                  | 中島 東洋 君 | 収 納 推 進 課 長                                 | 倉松 克臣 君 |
| 教 育 長                        | 弘田 浩三 君 | 学 校 教 育 課 長                                 | 山本 豊 君  |
| 生 涯 学 習 課 長                  | 中山 優 君  | 教 育 セ ン タ ー 所 長<br>兼 少 年 補 導 セ ン タ ー<br>所 長 | 武政 聖 君  |
| 監 査 委 員 事 務 局 長              | 小松 高志 君 |                                             |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成26年土佐清水市議会第2回定例会12月会議第8日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻、欠席者についてご報告いたします。

10番岡崎宣男君が所用のため、欠席する旨、届け出がありました。報告をいたします。

日程第1、市長提出報告第11号「専決処分した事件の報告について（工事請負契約金額の変更について）」から報告第13号「専決処分した事件の報告について（平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）」までの報告3件及び議案第69号「平成26年度土佐清

水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第84号「訴えの提起について」までの議案16件、計19件を一括議題といたします。

ただ今から質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言通告により質疑を許します。

なお、質疑は3回までといたします。

6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） 皆様、おはようございます。清友会の森 一美です。

市職員の皆様におかれましては、昨日の総選挙の投開票に立ち会われて、大変ご苦勞様でした。お疲れのところ申しわけないですけれど、質疑をさせていただきます。

一般質問はずっと続けてきましたけれど、質疑というのは初めてでございますので、なれない点が多々あるかと思いますが、また執行部の皆様には、ある程度、斟酌をお願いしたいと思います。

12月8日に再開されました12月会議に市長から議案提案理由の説明がございました。その中の議案第69号、土佐清水市一般会計補正予算（第7号）、17ページ、2款2項徴収費の説明を受けました。この点で固定資産税の誤課税がみつかって、多額の還付を予定しているということで、大変驚き、この点につきまして、いろいろわからない点がありましたので、質疑を行ってまいります。

それでは、通告に従いまして、第1回目の質問をしてまいります。

税務課長にお尋ねします。

今回、固定資産の誤課税について、どのような内容で発見できたか、具体的に教えていただきたい。

また、その件数は何件でしたか。いつごろから間違っていたのか、それぞれの期限について教えていただきたいと思います。

最初はいつごろか、そのほかは何年ごろに何件というふうで結構ですが、記録に残っている最近の誤課税はいつになっているか、教えてください。

また、誤課税は、どのようなことが原因で発生したと思われるか、教えていただきたいと思います。

処理を担当する部署についてお尋ねします。

補正予算書の説明は、収納推進課ということですが、本来、課税誤りをした税務課で処理すべき事案ではないかと思いますが、どのようになっているか、お尋ねします。

収納推進課長にお尋ねします。

予算編成であなたの課が担当になったのは、どのような理由であるか、教えていただきたい  
と思います。よろしくをお願いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

税務課長。

（税務課長 野村仁美君自席）

○税務課長（野村仁美君） おはようございます。お答えします。

今回の課税誤りを発見できました経緯ではありますが、新たな庁内基幹システム導入により、  
それまでの課税システムでは有していなかったさまざまなチェック機能を職員が活用すること  
が容易となり、今年度、当初課税作業が終わった8月ごろより、チェックを行っていった結果、  
9月になりまして、住宅用地に対する課税標準額の特例、これは専用住宅及び併用住宅が建設  
された場合に、その土地の課税標準額を減ずる制度ではありますが、その適用漏れによる課税誤  
りを発見することになりました。

なお、件数については23件でございます。

いつごろから間違っていたのかというご質問ですが、課税台帳が平成16年度以降しか存在  
しませんので、建築年から推定しますと、最も古いケースで昭和48年度からとなっております  
して、20年を超えるケースが15件、10年を超え20年以内のケースが7件、10年以内  
のケースが平成18年度の1件となっております。

この課税誤りの原因としましては、家屋建築年における家屋評価担当者と土地評価担当者の  
情報の共有などの連携不足、電算入力チェック不足などに影響すると認識しております。

次に、処理を担当する部署はというご質問ですが、固定資産税の評価、課税事務は、税務課  
で行っております。したがって、本案件の対象納税者への説明及び謝罪につきましては、  
課税所管である税務課が担当することとしております。

還付金、還付加算金の支出に係る事務手続は、収納推進課が対応することとなっております  
ので、今回の補正予算計上につきましては、収納推進課が所管となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 収納推進課長。

（収納推進課長 倉松克臣君自席）

○収納推進課長（倉松克臣君） おはようございます。

予算編成で収納推進課が担当するという事になった経緯につきましてお答えいたします。

平成26年4月より、機構改革によりまして、収納・還付の事務につきましては、税務課か  
ら収納推進課に移管しております。その際、改正されました事務分掌規定によりまして、過誤  
納金の還付充当に関する事につきましては、収納推進課の分掌となっておりますので、今回

の還付に係る補正予算につきましては、収納推進課において計上したものであります。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

見つけた理由という点については、まだ釈然としないところがあるんですけど、またそれは委員会等でお伺いするようにしたいと思います。

2回目の質問をいたします。

税務課長にお尋ねします。

この件、昭和48年が最初ということで、20年以上たっているものが15件、10年から20年ぐらいたっているものが7件、10年以内が1件ということでございますけれど、これ相当前から見過ごされていたということでございますが、最初の件から、昨年度までの分について、改めて税務課のほうで見直しをされたことだと思いますが、全部精査は完了できたでしょうか。誤課税が23件ということですが、予算編成に当たり、この現地調査はお済みでしょうか。現地調査が終わって、間違いなく誤課税であると判明したから、恐らく補正予算を組んだものだと思いますけれど、この点についてお伺いします。

次に、過去10カ年分の還付を行うということでございますが、対象者の立場に立って考えますと、誤課税をされた時点から、全額還付するのが本当ではないかと考えます。私はこの点について、ちょっと疑問に思ったので、インターネットでちょっと誤課税なんでも相談室というので調べてみました。そしたら、固定資産税還付相談という質問画面がありまして、地方税法の還付の請求権は、請求できる日から5年を経過したときは時効により消滅するとあります。この法律との整合性はどのようになっているか。なぜ10カ年分なのか、税務課長にお尋ねします。

収納推進課長にお伺いします。

我が市においては、過誤納金の返還についての条例や要綱等が制定されているか。もし制定されておりましたら、この内容について簡単に説明をしていただきたいと思っております。

固定資産の誤課税があり、還付される方々の中に、滞納等の対象になった方はおりませんか。その点についてお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 税務課長。

（税務課長 野村仁美君自席）

○税務課長（野村仁美君） お答えいたします。

9月に課税誤りを発見した後、システムでの複数回の突合はもとより、土地台帳、家屋台帳、

課税台帳、名寄帳との突合及び現地調査により、綿密にチェックを行った結果、精査した上で予算計上しております。

次に、なぜ10カ年分なのかというご質問ですが、議員ご案内のとおり、地方税法に基づきます遡及期間は5年間となっております。しかし、本案件は、納税者には一切の瑕疵はなく、明らかに市の課税事務処理上の不手際で起こったものでありますので、土佐清水市固定資産税等過誤納金支払要綱により、土佐清水市文書編纂保存規程にのっとりた課税台帳の保存年限が10年でありますので、平成16年度分までを還付することとしております。

また、納税者から、課税明細や領収書等、還付不能額の算定資料の提供があり、その課税及び納付状況が確認できた場合は、遡及期間を20年の範囲内で還付することとしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 収納推進課長。

（収納推進課長 倉松克臣君自席）

○収納推進課長（倉松克臣君） お答えいたします。

過誤納付金の返還に関する条例につきましては、制定はしておりませんが、土佐清水市固定資産税等過誤納金支払要綱を制定いたしまして、今回、還付を行うこととしております。

この要綱につきましては、納税者の不利益を救済するため、還付不能額を固定資産税課税台帳等の保存年限である10年の範囲内で還付。ただし、還付不能額の算定資料の提供があり、確認ができる場合は、遡及期間を20年の範囲内とする。そういう内容の要綱となっております。

また、今回の還付対象者には、滞納者等も含まれておりますが、全ての対象者にご理解をいただきますように丁寧な説明と謝罪をして努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

10年についての説明を受けましたけれど、今までこういうケースはほとんどなかったと思いますけれど、もし毎年、そういうケースなんかがあったら、また十分調査をして、還付等の手続をとっていただきたいと思います。

固定資産税というものについては、市民の生活に直接関係しますし、市の財政にも相当な影響があるものと私は思っております。だから、そういうものについて、市の職員はしっかりと判断をして課税してもらおう。このような誤課税を起こさないようにしていただきたいと思っております。

時間が十分あり過ぎるんですけど、3回目の質問をいたします。

税務課長にお尋ねします。

法律との一応整合性ができている。それから要綱がつけられているということなので、それに従って予算を組み、返還する予定でしょうけれど、その総額は幾らになるか、補正予算書のとおりで間違いのないか、誰が責任者で処理するのか教えていただきたいと思います。

また、現地調査も十分に行われたということでございますけれど、対象者に直接会って、事情説明ができているのかどうかについて、お伺いいたします。

この事情説明について、どのように処理をしていくつもりであるか、お伺いします。

市長にお伺いします。

行政の長として、この問題をどのように処理していくつもりであるか、お伺いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁、最終答弁を求めます。

税務課長。

（税務課長 野村仁美君 自席）

○税務課長（野村仁美君） お答えいたします。

総額でございますが、税額で332万8,900円と還付加算金77万4,400円、これは平成27年2月1日を還付加算金の終期として算出しております。合計で410万3,300円となっております。

今回、予算計上しております補正額につきましては、平成16年度以降の算定資料のある額となっております。それ以前の対象者からの資料の提出による還付につきましては、既決予算で対応することとしております。

誰が責任者で処理するのかということにつきましては、先に答弁のとおり、固定資産税の課税誤りでありますので、対象納税者への説明及び謝罪等について、税務課長が責任者となります。

還付金・還付加算金の支出に係る事務においては、収納推進課長が責任者となります。

現地調査につきましては、土地の地番の確認や、専用住宅であるか、併用住宅であるか等の確認を行ったものでありますので、対象者への事情説明はまだできておりません。本議案が可決の上は、来年1月より県外を含めた全対象者を訪宅し、説明・謝罪を行いまして、還付請求書を収納推進課が受領後、可及的速やかに口座振替により指定口座へ還付することとしております。

このたびの課税誤りを厳正に受けとめ、今後は再発防止に向けてチェック体制、チェックの方法などの事務処理体制を強化し、制度の周知にも取り組み、2度とこのようなことが起こらないよう万全を期し、税務行政に対する信頼回復に向けて取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど来の経過については、税務課長、収納推進課長より説明がございました。

全対象者に対して、丁寧な説明及び謝罪、その上で速やかに還付に努めてまいりたいと思います。

なお、この職員の問題でありますので、最高責任者である私が全責任をとらなくてはならないというふうに考えております。20年を超えるケースが23件中15件ということでございますので、ご指摘のとおり、過去の職員の誤りを現在の職員に負わせるつもりはありません。ただし、この課税誤りの問題は、明らかに市の事務処理上の不手際に起因するものであります。市民の皆様には多大なご迷惑をおかけしておりますので、市長としては、みずからを処する、そういう方向で検討をしておるところです。

以上です。

○6番（森 一美君） ありがとうございました。

以上で、質疑を終わります。

○議長（永野裕夫君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時22分 休 憩

午前10時32分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

日程第2、ただ今から一般質問を行います。

発言通告順により、質問を許します。

6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） 皆様、こんにちは。清友会の森 一美でございます。

何ていうか、質疑に引き続きまして、1番目で一般質問をすることになりました。これも何か運命のいたずらでしょうか。自分ではそういうつもりはなかったんですけど、順番を決め



る際に、こういう結果になってしまいました。

改めて、きのうの総選挙の投開票に携わった市職員執行部の皆さん、お疲れさまでございました。寒い中での作業は、大変だったでしょう。それに引き続き、市議会での答弁をしなければならぬ方については、大変申しわけないと思っておりますけれど、頑張ってくださいたいと思います。これも運命のいたずらではないかと思っております。

国会は、臨時国会審議中に衆議院が解散されて、きのう、総選挙の投開票が行われ、新しい衆議院メンバーが決まりました。圧倒的な差がつかしました。しかし、よく考えてみますと、与党が議席の3分の2以上を取ったとっておりますけれど、投票率が戦後最低というような報道がされております。52%前後ではないかということでした。自民党は、この中で48%の得票率であるという報道がなされておりました。これでははっきり国民の信任を得たとは言えないのではないかと心配しております。

市の投票率、土佐清水市の投票率は、今朝の新聞を見ますと61.1%というように載っておりますが、63%前後と聞いております。

この投票を案内する広報というのは、前には行われていたと私は感じておりますけれど、今回、昨日、外で作業していて、投票に行く広報が余りなされていなかったのではないかと、そういう点もちょっと自分の中では投票率が下がった原因ではないかと思っております。

ともかくにも、新しい国会が始まるのです。地方創生に全力で立ち向かい、土佐清水市にも景気回復の風が感じられるように頑張ってくださいたいと思っております。

土佐清水市議会も新鮮なメンバーでの第2回目の会議です。私は、今年の締めくくりにあつた質問をしたいと思っておりましたが、何かずっと以前のミスが今ごろになって発覚して、多額の還付を行わなければならないとのことですので、それについてびっくりして自分でもいい質問をつくることができなかつたんじゃないかと危惧しております。

それでも今回、発見できたということについては、市民にとっては少し朗報ではないかと思っております。もし発見できていなければ、間違つたまま何年も支払い続けるはめになっていたかもしれません。当事者にとっては、還付期間が10年間というようなことで、大変不満は残ると思いますが、私たち市民の代表は、このようなミスが再び起こらないように、職員教育の徹底や管理能力を高める施策を提案できるように頑張っていかなければならないと肝に銘じております。

今回は、34回目の質問になります。執行部にあつては、簡潔明快な答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問してまいります。

まず、市から市民へ発送する文書につきましてお伺いします。

さまざまな文書が発送されているでしょうが、特に税等の徴収に係る文書について、市民からちょっと疑問の声が寄せられましたので、お尋ねしてまいります。

ここに催告書のコピーがありますが、この頭書きを見ますとこのように書かれています。

「あなたは市税等について督促状により納付をお願いしてはいましたが、完納されておられません。指定期日までに納付してくださいよう重ねてお願いします。なお、指定期日までに納付できない場合は、納付相談においでください。何ら連絡もなく納付されない場合は、国税徴収法に準じ、財産の差し押さえを行う場合があります。」

私がこの文書を読んでも、何ら不審に思うところはないように感じましたけれど、市民の方にとってこの文書をもたらすと、違和感を感じるそうです。どうしてそうなるか話を聞きますと、今まで滞納をしたことなく、別の税金もきちんと払っており、自分では全部支払いが終わっていると思っていた。それに督促状も見たことがなく、突然こんな書類が届き、その中には財産の差し押さえという文言も入っている。あんまりびっくりして、不愉快な気分になったということでした。

私も元公務員です。公務員が読んでも違和感を感じないものを、市民の立場ではそうではないということを知り、びっくりしております。

収納推進課長にお伺いします。あなたも職員も、滞納を防ぐため、精いっぱい頑張っていることでしょう。それは十分にわかっております。しかし、市民には結構ナイーブなものようです。相当なショックを受けており、督促状も見えないし、受け取った覚えもないと言っております。「指定期日までに納付してください。指定期日までに納付できない場合は、納付相談においでください」というところですが、催告書を出す前に、一度でも電話をかけて相手方の意向を伺っているか、また、滞納の前歴があるかどうかについて調べたことがあるかどうかについても、私としてはちょっと引かかる点です。電話一本もなかったというような話もしてあります。もし電話で用件が済めば、費用も少なくて済むのではないのでしょうか。また、この催告書の頭書きと出すタイミングについて、ご一考願えないか、収納推進課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

収納推進課長。

（収納推進課長 倉松克臣君自席）

○収納推進課長（倉松克臣君） お答えいたします。

催告書は、納期内に納付されない方に督促状を送付いたしまして、その上で納付及び納付相談がない場合には、催告書を送付するという形をとっております。ですので、ある程度、厳しい文面になるということは、仕方がないのではないかとこのように考えております。

また、催告の前に電話で一度事前対応すればというお話ではありますが、件数が非常に多くて、それから電話では不在の場合もあります。そういう効率面を考えた場合でも、電話での事前対応は困難があるというふうに考えております。

催告につきましては、差し押さえを執行する前に納付を促すという意味もありますので、現状の対応にご理解いただきたいというふうをお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

非常に事務が煩雑になっているということでございますが、私、この質問を書くときに、どのくらいの数があるかということを知りたいのをちょっと失念しておりましたので、残念に思っておりますが、また直接課長のところへ行って、この件数等はお伺いしたいと思っております。

この催告書と同様の話が、別の課の文書でもございました。このときは、こういうのを自分で読んでみておかしく思わないかどうかということをお尋ねして、いろいろ検討していただいた経緯もあります。

催告書、これが余り優し過ぎても、こっちの意思が伝わりにくいと思えますし、強い文言になると相手の気分を害する結果になると思えます。ちょうどいい文章だと誰が判断するのか、読む人によってその感じ方が違うから、難しい問題であるとは思っています。

副市長にお伺いします。

この市民の皆様に出す手紙で、形式的な要請文書、例えばこの催告書のようなものなんですが、内容点検についてはどのように行っておりますか。その内容を点検・検討する担当はどのようになっているか、文書を作成した担当課、その担当課長が点検して、大丈夫だということを確認したら、そのまま送付されるものでしょうか。それとも国や県から参考文書が届いており、その例を引用してやっているのか、副市長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

市役所庁内の事務処理につきましては、膨大な事務処理がございますので、土佐清水市事務分掌規程及び土佐清水市事務専決規程を定め、事務処理に当たっているところでございます。

今回の催告書の件につきましては、事務分掌規程で市税等及びそれに係る税外収入金の徴収に関する事及び事務専決規程での文書の取り扱いにつきましては、主管事務で定期的かつ簡易な文書につきましては、主管課長の権限となっておりますので、今回の件につきましては、収納推進課長権限で行っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

一応、規定があるということで、それに基づいて行われているということ。

市長にお伺いしますが、市長は非常に忙しいと思います。市役所から発送される膨大な文書に目を通すということは、まず無理だということはわかっております。しかし、多くの文書の差出人というのは、市長名になっております。事例的な文書の頭書きなど、内容点検に一般市民の方に入ってもらって、確認する時間を年に1回ぐらいつくってみたらどうでしょうか。ご一願いたいと思いますが、いかがでしょうか。市長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この件につきましては、先ほど来、担当課長、副市長より答弁がありました。やはりこれ公文書でございますので、法的な根拠やこれまでの事例に沿った文書となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、ご指摘の点につきましては、再度、内部で検討させていただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

三人寄れば文殊の知恵と申しますが、担当する市の職員が寄り集まって検討しても、余り期待はできません。さまざまな分野の方の意見を取り入れ、検討するとよいものができるのではないのでしょうか。よろしく願いいたします。

また、税に関する質問になりますが、朝からずっと関連した内容で申しわけないと思っておりますけれど、大事な問題なので続けさせていただきます。

市民課長にお伺いします。

先ほどの質疑を行ったとおり、固定資産税に関する過誤納が判明し、補正予算案が通れば、還付が行われていくと思っております。あなたの担当している国民健康保険税も、税額を決める計算をするときに、固定資産税も含まれると聞いております。固定資産税の過誤納分に国民健康保険税が影響を受けているものがあるかどうか、市民課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

国保の被保険者が固定資産を所有している場合、応能割として固定資産税額に一定割合を乗じた資産割の負担をお願いしておりますので、固定資産税の減額による還付に伴い、国保税も減額となりますので、還付が生じることになります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

やっぱり少しは関連があるんですね。

市民課長、影響がある人数と金額はどのくらいになるか、試算ができておりましたら、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

今回の固定資産税の課税誤りにより、国保税額に影響のあった方は、平成16年度から平成25年度の10カ年で11名となっております。還付金額は、10カ年分で本税が25万7,400円、還付加算金が4万9,300円、合計30万6,700円となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

一応、厳しい運営の国保会計にとっては、返還しなければならないのはつらいことでしょうけれど、きっちり計算して、還付を行っていただきたいと思います。

この間、国保税が見直しされ、だいぶ値上がりしております。値上がりしているにもかかわらず、まだ赤字財政が抜け切っていないようですが、この還付を行った後の不足分について、どのようにして補うような計画であるか、教えていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

現在の国保財政でございますが、議員おっしゃるとおり、非常に厳しい状況でございます。

本件に関する還付金は、一般会計よりの繰り入れで対応させていただきたく、今議会に一般会計並びに国保特別会計に補正予算を計上させていただいておりますので、審議につきましてはよろしく願いいたします。

なお、過去10カ年を超える遡及還付が発生した場合も、所定の手続を行い、一般会計よりの繰り入れによる対応を行う予定であります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

一般会計からなるべく補ってもらわないようにしなければ、国保の方と国保じゃない方とのまたお金のあれが少し出てくるんじゃないかと思います。

そこは十分に検討していただきたいと思います。

市長にお伺いします。

今、市民課長から返還後の不足分について補う計画をご説明受けました。市民に対して、あなたはどのようにしていく予定であるか、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 繰り返しになるんですが、今回の原因というのはやはり市の事務処理上の課税誤り、これに起因するものでありますので、この間、庁内で協議を行い、一般会計よりの繰り入れにより対応し、現在の被保険者に負担をかけることのない方向で対処する考えでございます。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

国保税を上げたばかりなのにというふうにしかれるかもしれませんよね。それでも丁寧に説明する必要がありますし、市長にはご苦労ですが、頑張ってくださいと思います。

税関係につきましては、これで終わらしまして、ジオパークについて質問してまいります。

私たち産業厚生常任委員会では、11月に北海道三笠市を訪問して、先進地現地調査を行い勉強してまいりました。

この視察報告については、委員長報告のとおりであります。各委員の研修報告も議会事務局のほうにありますので、また閲覧願えたら幸いと思っております。

この研修の中で、教育関係者のジオパークに対する取り組みは、非常に強いという印象を受けました。小・中学校の児童生徒に地域のよさを教え、卒業してからも、いつでもどこでも私のふるさとはこんなによいところだと話せる人をつくろうとしておりました。

ジオパークガイド養成もその一環で、先生から中学生へ、中学生から小学生へ、小学生から家族へ、自分の勉強したことが上手に説明できるようになる講習を行っているようでした。

そうすることにより、市全体でジオパークへの関心が共有され、さらに新しい発見もできるのではないかと期待されているようでした。

また、三笠市立博物館というアンモナイトの化石を展示したすばらしい活動拠点もごございます。こういうものがあるから、市全体で取り組んでいけるんじゃないかというふうに感じます。

我が市では、まだジオパークに認定していただけるよう、取り組みをしているところでございますが、認定に向けての取り組みとして、まず地域のよいところを子どもたちと一緒に探す必要があると思います。学校教育課長、教育現場では、ある種、この取り組みを行っているというふうに聞いておりますが、学年ごとのテーマを絞って、屋外研修をもっとふやすようにしたらいいのではないかと考えますけれど、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） お答えします。

各学校それぞれの時間数の違いがありますが、社会や理科の授業の関連として、屋外研修を取り入れております。この内容については、その学校のおかれている地域の特色を考慮したものとなっており、まさに住んでいる地域のいいところを探しとなっております。

もっと時間をふやしてはということですが、近年は防災教育、避難訓練を定期的に行っている関係もあり、積極的にふやしていく環境にはありません。ジオパークについては、現在やっていることへの関連づけや組み替えで対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

子どもたちの時間が大変少なく、いろんなことをやらなくちゃいけないということです。少なくなっているのはわかります。

防災教育なんかでも、結構避難路等に子どもたちが行って、そこらあたりの地形等も見るという機会があると思いますので、上手にそういうものを利用して、地域のよさ、また地域の珍しいものを発見できるような活動をしてもらったらいいのではないかと考えております。

学校教育課長、現在、少子高齢化がどんどん進んでいる中で、高齢者と子どもたちのふれあいの場を多くつくってくれているということは喜んでおりますけれど、その中で高齢者から故事や言い伝え等について、話を聞く時間をつくってもらったら、いろいろなのが聞けていける

んじゃないか。そして、もしそれが地域の特定の場所にあるものでしたら、それを一緒に検証するような取り組みを行っていけばいいのではないかと思いますけれど、学校教育課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） お答えします。

どの地域にも、文化やものづくりに詳しい方がおります。地域の人材の積極的な協力をいただき、カツオやメジカの釣り体験や、生節づくり、太刀踊りやバラ抜き踊り、太鼓等、さまざまな分野で協力をいただいております。

体験型が多い傾向にありますが、足摺岬小学校では、地域の方の案内で白皇山のヤッコソウの見学などに行ったり、中浜小学校の山の学習や三崎小学校の川の生物調べなど、事前・事後の学習と確認を行っております。

12月4日に開催された月例の校長会の席上、産業振興課ジオパーク推進係から学校現場でのジオパーク関連の取り組みへの協力要請がありました。

理科の担当教諭で組織する理科部会というのがございまして、その部長に近日中にどのような支援、協力体制がとれるか、協議に何う予定であります。

例えば、フィールドワークの際、ジオパーク専門員の協力のもとでの地層に関する説明を受けるなど、教育委員会事務局とジオパーク推進係と連携をとりながら、大地、それを形成する自然環境、その自然の恵みである新鮮な魚などに代表される食に関するものも含め、子どもたちに清水のいいところを教えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

いろんな取り組みをやっていることがわかりました。

私たちの下ノ加江地区でも、先生が子どもたちを引率して、地域を見て回っているというような光景も目にします。

今回の私たちの研修、三笠市の三笠ジオパーク、こういうパンフレットもいただいておりますけれど、やっぱり見ることによって、何でこういうものがあるんだろう。それについて学ぶことによって、自分たちの地形の動きが見えてくる。それをどういうふうに守っていくか。見る・学ぶ・守るというふうなパンフレットをつくって、これ活動を行っているところらしいんですけど、この三笠市の市長という人が、元教育関係の方だったらしくて、特に力を入れてい



ると聞いております。

地域には、いろんな先輩がいて、物知り博士もおります。今の学校の取り組みをもっと進めていただいて、1人でも多くの人からいろんな言い伝え等を聞き取り、何でも記録に残していたら、後世にも伝わっていくのではないかと考えております。

学校教育課長、このジオパークになるようなところを検証する活動について、実行できるようになったときのことでありますけれど、中には危険な場所もあると思います。事故防止の観点から、担任の先生以外にも教育関係者、保護者や地域の人たちにも参加していただいて、事故防止の注意監視をするとともに、自分たちも勉強するようにしたらどうかと思いますが、学校教育課長にお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） お答えします。

屋外の授業には、事故の起きるリスクも高くなります。学校長の責任において、必要な人数を確保して対応しておりますが、必要に応じては、職員みずからの勉強も含め、参加されると思います。

また、保護者を含めた活動などで、そういう機会もあろうかと思っておりますので、積極的に活動してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

いいものを探すということはいいことなのですが、絶対に事故は起こしてはならないということを念頭において、またいろんなことに当たっていただきたいと思っております。

教育長にお伺いします。

今回の研修では、ジオパークについて、ジオパークとして認定してもらうには、さまざまな取り組みや努力というものが不可欠だとわかりました。

教育関係のOB、結構市内にはいると思います。その方たちにも呼びかけて、協力していただけたらと思っておりますけれど、教育長、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

教育関係のOBには、それぞれ専門的な知識を有する方々が多くいることと思っております。

今後、ジオパークの推進体制については、今、所管課のほうで素案づくりを進めている段階でございますので、その流れとも並行しながら、三笠市のほうでも教育活動とジオツーリズムを大きな柱としており、教育関連部局といたしましては、所管課や学校現場との連携をとりながら、必要により今後、OBの方にも協力要請をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

まだうちはジオパークとして認定されておりませんが、ぜひ、ジオパークとして認定してもらえるように、官民一体で取り組んでもらいたいと思っております。私たちも全力で応援してまいりたいと思います。

そして、交流人口をふやし、また昔のにぎわいを取り戻せるように頑張っていきたいと思っております。

議員の皆さん、執行部の皆さん、お互いともに手を携えて、一緒にジオパーク認定というものに向けて、その目標を実現させるために頑張っていこうではないかと思っております。よろしくお願ひします。

今年もあと半月、何かと気忙しい時期となりました。さきの12月10日から年末年始の交通安全運動が実施されております。下ノ加江におきましては、先日、大きな事故が発生し、当事者がヘリコプターで高知へ運ばれていくという事故でございました。この事故の原因はいねむりであると聞いております。

今から忙しい時期、また昨日のように深夜まで総選挙の投開票の立ち会いを行ったりして、お疲れと思ひますが、運転をするときには少し余裕を持って、眠くなったら、ちょっと道路脇で寝るとか、そういうような工夫をして事故防止に皆さんで気をつけていただきたいと思います。

執行部の皆さん、議員の皆さんがそろって健康ですばらしい新年を迎えられますように祈念いたしまして、私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時12分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 通告に基づきまして、一般質問を行います。

昨日、第47回衆議院議員選挙が実施をされました。投票結果はマスコミの予測どおり、与党、いわゆる自民党、公明党ですけれども、絶対安定多数の320以上の議席でありました。

新議員は、今後の日本の政治を国民から負託されたわけですが、課題であります国防、原発を含めたエネルギー問題、経済対策、高齢者問題を含めた福祉対策、とりわけ、本市に関連がある地方創生については、特に力を入れてほしいと願っております。

今回は、3点の項目について質問を行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目の健康長寿社会に向けた施策について、健康推進課長にお伺いいたします。

昨年の8月1日の高知新聞に、厚生労働省が公表した2010年市区町村別生命表が発表されました。その中で本市の男性は全国ワースト2位と報道され、8月9日には再び全国ワースト2位に衝撃との見出しで掲載され、内容として全国との比較分析、市民の声、そして担当課長の意見などが報道をされました。

本当に思いがけないショックでありましたが、私を含む各議員が、この問題について原因分析や受診率の問題等を質問をいたしております。

市としても、このことについて重大さを受けとめ、翌月には検診の推進や現状の内容等を含め、チラシの配布など、あらゆる機会でも早急な対応をしていただきました。

死亡原因につきましては、それぞれの個別的な要因があるわけですけれども、病気の種類によっては、早期発見が非常に重要であると言われております。あれからちょうど今日まで1年4カ月を経過しましたが、そこで死亡率が高いと言われております、がんについて受診率の実績をまずお伺いしたいと思います。

なお、率ですけれども、平成24年と25年、今年度の26年度についてお願いをいたします。

○議長(永野裕夫君) 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

(健康推進課長 戎井大城君自席)

○健康推進課長(戎井大城君) お答えいたします。

平成26年度の受診率につきましては、年度途中であり、12月5日現在での数字となります。

各種がん検診の受診については、胃がん検診、平成24年度9.6%、25年度9.1%、26年度8%、子宮がん検診、平成24年度25.9%、25年度26.8%、26年度27.9%、

乳がん検診、平成24年度39.6%、25年度40%、26年度36.1%、大腸がん検診、平成24年度14.9%、25年度15.1%、26年度15.6%、肺がん検診、24年度32%、25年度32%、26年度32.6%となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 今年度、26年度は年度途中ということですが、一応、集計をしていただきました。

そこで、今、報告をいただきましたが、その中で特に受診率が低い胃がん和大腸がんの検診、10%切っております。そうすると、この検診の低い検診なんですけれども、課としてどのようにこのことについて分析しているか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） 胃がん検診、大腸がん検診の受診率が低いということですが、これまでも周知のほうを2月の広報、折り込みチラシ等で、受診勧奨を兼ねた希望調査等を行っております。

また、大腸がん検診については、加えて12月、1月には新たな取り組みとして、大腸がん郵送検診を開始し、広報で周知するとともに、また働き盛りで検診の受診機会の確保が困難と想定されている40歳代、50歳代の住民に対し、個別通知による受診勧奨を行っているところで、こうしたことを踏まえた上で、受診率が低うございますので、なお、受診率向上対策について努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 非常に低いという認識を示していただきましたけど、そこで、胃がん和大腸がん、先ほど報告ありましたが、その中で25年度だけで結構ですけれども、受診者数とそのうちに要精密検査者数、そしてまたがんの発見者数なんですけども、これの数字をお答え願いたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

大腸がん検診につきましては、要精密検査者数については、24年度57名、25年度が

54名、26年度が36名になっております。そのうち、がん発見者につきましては、24年度5名、25年度が3名、26年度は今のところ該当なしとなっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 一応、がんの発見もされているということですね。本当に冒頭言いましたが、早期発見が特にこの場合、重要と思いますので、ぜひ、周知を結局、皆さんいっぱい一生懸命やってくれてますが、実際問題、受診率が非常に低いということです。そのことがありますので、ぜひ今後、100%はなかなか無理と思いますけれども、ぜひ向上について積極的な働きかけをお願いしたいと思いますけれども、そのことについて、先ほど答弁の中では、向上対策の取り組みをしたいという答弁をいただきましたけれど、再度、この今後の取り組み施策についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

がん検診の受診率向上対策につきましては、受診勧奨の取り組みとして、2月に広報、折り込みチラシで受診勧奨を兼ねた周知をしていますとともに、希望調査を肺がん・胃がん・大腸がんについて実施しております。

婦人がん（子宮頸がん・乳がん）は、年度年齢偶数の者が対象であり、個別で受診勧奨を兼ねた希望調査を対象者に送付します。

受診勧奨の周知・広報は、4月の広報で折り込みチラシとして、各種検診の年間日程を配布、広報としては、該当月のがん検診の案内を受付時間、会場とともに紹介、実施地区には、回覧による周知とポスターの掲示、前日、当日のマイク放送での周知を行っております。

8月には、広報で受診に対して抵抗感を持つことが多い子宮頸がん検診について、幡多健診センターにおける女性医師による検診実施の案内、がん検診への一歩を踏み出すきっかけづくりに向け取り組みを行いました。

このほかにも、未受診者への再度の受診勧奨として、6月に個別通知、11月に年度最後の子宮頸がん検診に合わせて、個別通知及び電話での受診勧奨、肺がん、胃がん、乳がん検診を年度最後の集団検診に合わせて、個別通知を行っております。先ほど答弁いたしました、加えて12月、1月には、新たな取り組みとして、大腸がん郵送検診を開始しております。また、働き盛りの検診の受診機会の確保について、特に40代、50代の住民に対して、個別通知による受診勧奨を行っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 広報、あるいはまた未受診者といいますか、今、6月と11月、個別通知ということですが、先ほど言いましたように、できる限りの皆さんが受診をするような積極的な取り組みをぜひともお願いしたいと思います。

次に、市長にお伺いをいたします。

昨年6月に政府は、日本再興戦略を閣議決定をしております。その中で健康増進、予防サービスなどを戦略市場と位置づけ、健康増進や予防への取り組みを促すため、個人や保険者、企業に対する働きかけを打ち出しております。

日本は世界の中でもトップを争う長寿国であります。健康寿命となると果たして一番と言えるかどうか。寝たきりや病院での長期入院は、できる限り避けたいものと思っております。

そこで、健康寿命を延ばすことは、日常生活での本人の心構えはもちろんであります。健康であれば、国の活力や、あるいはまた、医療費の抑制など、大きな効果がありますので、健康寿命の延伸を政策の目標として、定めております。

実は、一説によりますと、1900年代、今からちょうど100年前ですけれども、世界の平均寿命は31歳、平安時代やギリシャ・ローマ時代は、大体24歳から25歳であったと言われておりましたけれども、20世紀に入り、急激に平均寿命は延びております。

本市は特に自然環境に恵まれた地産地消、あるいは地元産物が多くとれるわけで、生活環境は恵まれております。昨年度は不名誉な実績になりましたが、このことを踏まえて、現在の平均寿命や高齢者の健康問題について、総括的な認識で構いませんけれども、このことについて市長にお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今、平均寿命と健康寿命というふうな質問を受けておまして、やはり元気で健康で長生きをします。そういうのが基本だと思っております。

議員が指摘されたように、昨年、本当に衝撃が走りました。全国でワースト2ということで、これを何とかしなければならないということで、健康推進課を中心として、今、検診の先ほどからお答えしておりますが、検診の受診率を向上させたり、それからやはり生活習慣病の予防、この2つに力を入れてやっているところであります。

また、高知県においては、日本一の健康長寿県構想ということで、非常に尾崎知事は本当に力を入れているところであります。そういう県の取り組みにも並びながら、特に高齢者の健康

づくりというふうには力を入れていきたいと思っております。

私も、各地域のいきいきサロンにも積極的に出かけているんですが、今後においても、やはり住民の生きがいづくり、健康づくり、それに加えて在宅医療、医療・介護との連携、そういった新たな介護予防、生活支援事業の実施によりまして、健康寿命の延伸につながる、そういう取り組みをこれからも積極的に展開していきたいとそういうふうを考えております。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 今、市長から答弁をいただきました。

答弁の中で、医療と介護の連携ということを行いましたけれども、この後質問しますけれども、介護保険の制度、それを中心になろうかと思っておりますが、取り組みをいただきました。ぜひ、健康問題については、強力に取り組みをお願いしたいと思います。

次に、実は先ほど、市長のほうから、高知県の日本一の長寿県構想の答弁をいただきましたけれども、実は静岡県のほうでも健康長寿日本一と、同じ形ですけど、そういった形で静岡県のほうはいわゆる県ぐるみで取り組みをしております。いわゆる健康日本21を受けて、その中で「ふじのくに健康増進計画」というのを策定して、健康寿命の延伸、そしてまた、生活の質の向上を目標に、特定健診の受診率や介護予防に向けた健康増進等に力を入れておるようでございます。

その結果、12月6日に発表した厚生労働省の都道府県別健康寿命においては、女性が1位、これ75.32のようですけれども、男性が2位ということで日本一に輝いたとのことでありませう。

そのほか、先ほど、市長答弁ありましたように、高知県の中でも取り組んでおりますし、また、あるいは岡山県総社市の生活習慣病への取り組み、そういった数々の政策を全国で取り組んでおりますが、実際、これらの政策は高い効果を上げております。ということは、いわゆる見える形での市民あるいは県民に周知をして、その実績のもとで取り組んでおった結果が、健康に結びついておるようでございますので、そこで市民みんなが健康について意識向上をさらにさらにするために、健康長寿のまち、土佐清水市として、受診率の実績なんかについても、これ広報では目にされておるようですけれども、これを何回かそういった形を組んで、長寿社会に向けての政策を推進していただきたいと思っておりますけれども、これについての市長の所見を求めます。先ほどの答弁と若干、重複するかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今、静岡県のみ33プログラム、この紹介がありました。実は、そういう取り組みがあるということで、健康推進課長から資料はいただいております。

私も、先ほど言いましたように、できる限り各地域のいきいきサロンにも参加をしていますが、やはり元気なお年寄りというのは、やはり食、適度と申しますか、栄養のバランスとか、やはりくよくよ考えずにぐっすり寝られる。それから適度な運動、それから社会参加と申しますか、そういう生きがい、そういうものを強く持った方がやはり元気なお年寄りでおられますので、そういったことを中心に介護予防と申しますか、そういうプログラムを組むことが非常に大事でないかというふうに考えております。

高知県の先ほど、ちょっとご紹介をしたんですが、この日本一の健康長寿県構想、これ県としても策定いたしまして、県民みずからが病気を予防し、生涯健康に暮らす、ともに支え合いながらいきいきと暮らす、高知型福祉の実現に向けて、さまざまな施策、事業を展開して、高知県全体で健康づくりの取り組みを進めておりますので、市といたしましても、この構想に基づきまして、それとあわせて独自の施策を展開して、健康づくりを充実強化していきたい。そういうふうに考えております。積極的に元気な老人をつくると、そういう取り組みをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 昨年度、あんな結果が出ましたので、これを契機に、市長より取り組みについての答弁をいただきましたので、ぜひよろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、介護保険法の改正について、健康推進課長にお伺いをいたします。

介護保険法の改正があり、来年度より大きく変わるようであります。社会保障と税の一体改革の中で、医療との連携を強化するとともに、地域包括ケアシステムに不可欠な在宅医療を中心とした連携が進められるようでございますけれども、いわゆる団塊の世代が高齢者となる2025年、平成37年ですけれども、全国で3,657万人、2042年、平成54年にはピーク予測3,878万人になり、高齢化時代に入る見込みであります。

その高齢者対策として、地域で自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できるために、介護保険法の一部改正であるとお伺いしておりますが、その改正内容について、概要説明、ポイントだけで結構ですので、内容はかなり多岐にわたって大幅な改正があるようございますので、ポイントだけで結構ですが、概要説明をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。



(健康推進課長 戎井大城君自席)

○健康推進課長(戎井大城君) お答えします。

介護保険制度改正の主な内容につきましては、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実することを目的とする地域包括ケアシステムの構築として、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実強化、介護予防・訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行。特別養護老人ホーム新規入所者を原則、要介護3以上とする。ただし、これについては、要介護1、2でも一定の場合に入所は可能です。

また、費用負担の公平化として負担段階を9段階とすることで、低所得者の保険料軽減を拡充。保険料の上昇をできるだけ抑えるため、所得や資産がある人の利用者負担を見直し、一定以上の所得がある利用者の自己負担を引き上げるとともに、低所得者の施設利用者、食費・居住費を補填する補足給付の要件に資産などを追加するものです。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 概要の説明をしていただきましたが、各方面にわたり、制度改正がなされるようではございますけれども、その中で一部の項目について質問をしたいと思います。

この改正点の中で、一応24時間対応の訪問サービスをということが今回あるようでございますけれども、現在の時点では、いわゆる自宅での高齢者が高齢者の介護をする。いわゆる老老介護ですけれども、方もおられると思うわけですが、その方についてはショートステイとか、そういった利用もされておるところですけれども、24時間対応の訪問サービスについて、その具体的な内容についてお伺いをいたします。

○議長(永野裕夫君) 健康推進課長。

(健康推進課長 戎井大城君自席)

○健康推進課長(戎井大城君) お答えいたします。

24時間の介護サービスとしては、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、また訪問介護と訪問看護がそれぞれに連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護があります。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番（小川豊治君） 訪問介護と訪問看護、そういった対応ということですが、一応、現在、本市の場合はその実施はしているかどうか、していなければ、今後、その制度改正があったときに実施をする予定は、その見込みについてはいかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

現在、本市には定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所はありません。ただし、小規模多機能ホームにおきましては、定員25名に対して夜間の訪問サービスも実施しておりまして、こういったサービスがこれに当たるものと考えております。

今後、在宅医療・介護連携事業に取り組む中で、切れ目なく医療、介護サービスが提供されるよう、夜間・休日に対応する相談支援や24時間365日の在宅医療介護サービスの提供体制整備について、検討協議を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 現在、してないということですが、私自身がこの時点で需要がどれくらいあるか、それを把握してませんが、冒頭言いましたように、高齢者が介護するケースが増えてくると思っておりますので、ぜひ、できればする方向で検討していただければ、ありがたいなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、先ほど、課長からも答弁がありました。その費用負担の公平化について、今までは一律の負担というふうに記憶しておりますけれども、今回の制度改正で、低所得者の保険料を軽減すると。もう一方は、所得や資産がある人の利用者負担の見直しということですが、多分、2割の負担だったと思うわけですが、この点についての本市、現在で考えられる人数、いわゆる対象者、どの程度になるか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えします。

自己負担2割負担とする方については、所得基準が厚生労働省から示されております。65歳以上の被保険者のうち、合計所得金額160万円、単身で年金収入のみの場合は、年収280万円以上とする予定であることが示されております。世帯としての負担能力が低いケースに配慮するため、合計所得金額が160万円以上であっても、年金収入、合計所得金額から公的年金等控除額を控除した残額を除いた額である、その他の合計所得金額を加算。単身で

280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は、1割負担に戻すこととするなど、多様な所得基準が想定されています。

しかし、これらの基準については、決定されたものではなく、現在、検討されている内容で、今後変更される場合もあります。また、世帯、個人双方から判断するものとなっているため、2割負担とする所得基準の詳細が決定後に、必要データを抽出、把握した上で、自己負担2割の対象者数やその影響について試算することとなるため、現時点で試算することは困難です。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） わかりましたが、ただ、人数とかは検討されているというふうなことなんですけど、推計もわからないということなんですけど、これはちなみに法律ですので、軽減はあれんですけど、ただその中で、運用面で市長の裁量といいますか、減免とか、その点はまだ具体的にわかってないということなんですけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えします。

現時点で国からそういった軽減についての指示はありません。ただ、現在、国におきましても審議会等でこういった2割負担についての詳細について検討が続けられております。こうしたことから、今後、一定そういったものが示される可能性はあると考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） わかりました。ぜひ、そのことがあれば、可能な限り軽減措置とか、そういったもので対応していただけたらありがたいなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、しおさい園長にお伺いいたします。

介護保険の関係なんですけれども、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上に限定をします。ただ、既入所者は除くということのようですけれども、ただ、要介護1、2でも一定の場合は、入所可能であるというふうな制度改正になるようですけど、そうすると、今の制度上からそんなに違わないんじゃないかというふうな考えがあるわけなんですけれども、その点、具体的に現在の制度と今度、改正になる介護保険法の一部改正ですが、相違点はどんなふうに見えるのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） お答えします。

まず、しおさいへの入所については、入所申込者の方の要介護度や日常生活の自立度、身体  
の状況、不適応行為がありますが、具体的には不適応行為というのは火の不始末、徘徊、介護  
に対する抵抗の有無、暴言・暴行などのことですが、これらに加えて介護者の介護する側の者  
の状況、それに入所申込者の病状や既往歴などを介護者やケアマネジャーの方に詳しく申込書  
に書いていただき、その状況によって点数化を行い、基準点数以上の方を入所検討委員会で諮  
って、入所の順番が決まります。

議員ご指摘のとおり、介護保険制度改正によりまして、特養への新規入所者は原則として、  
要介護3以上に限定されますが、先ほど述べましたとおり、入所判定の基準は介護度だけでは  
決まりませんので、影響は余りないものと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） わかりました。そんなにも制度改正になっても、現状とそんなに違わ  
ないということですね。わかりました。

そこで、一応、その中で、要介護1、2でも、一定の場合、入所可能ということを出し  
ていますよね、今回の制度改正では。例えば、一定の場合というのはどんなことを、具体的に  
どんなことを指しますか。その点、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） お答えします。

今回の見直しでは、要介護度1、2、軽度の要介護者につきましては、やむを得ない事情に  
より、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与のも  
と、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に特養への入所を認めるとされて  
おります。

先ほど議員、ご指摘がありました、この一定の条件と申しますか、やむを得ない事情とは、  
身寄りがいないとか、介護者が高齢である等、自宅での生活を続けることが困難な場合や、家  
族等による虐待が深刻で、心身の安全安心を確保する必要がある場合、あるいは認知症高齢者  
で常時の適切な見守り介護が必要な場合などがあると考えられます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） わかりました。

ということは、従来とそれほど違ってないというふうに判断していいでしょうか。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） はい、そのとおりです。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） そこで、現在の入所者の待機者数、それは何名ですか。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） お答えします。

平成26年度の第1回の入所検討委員会が、先日、10月28日に開催されましたが、22人の方が待機者となっておりますけれども、それ以後、12月11日までには4人が入所され、1人がお亡くなりになっておりますので、現在は17名となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 一応、制度改正の中については、特別養護老人ホームについては、それほど影響はないというようなことで理解していいですか。わかりました。

今後、よろしく、対応についてはお願いしたいと思います。

次に、市職員と地域コミュニティの活性化の問題について、市長にお伺いをいたします。

市職員は、市民の福祉向上のため業務を行い、給料をいただいておりますけれども、その勤務には労働基準法や、地方自治法、あるいはまた地方公務員法、市条例等により、勤務条件などがあるわけですが、業務に直接かかわらない、いわゆる勤務外での地域での活動、例えば奉仕活動や出役作業、または神祭への参加等がありますが、それらの地域でのコミュニティ活動と市職員のかかわりについて、市長の基本的な考え方をまずお聞きをいたしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これまで私自身、地域におきましては、みずから青年団活動、消防団

活動や市民運動、さらには地区の役員として、あらゆる地域活動に参加、携わってまいりました。

ただ、今のこの各地域のコミュニティの状況というのは、小川議員も十分承知をしていると思いますが、過疎化と少子高齢化に伴いまして、多くの地域で集落活動そのものが維持できない、そういうふうな状況に来ております。

市の職員は、全体の奉仕者というそういう勤務以外にも、やはりそういう精神を持って、みずからの住む地域、また自分の出身地、そういった地域においても、やはり積極的に地域活動に参加して、住民とのかかわりを持ちながら、ともに汗をかいていただきたい、そう願っております。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 実は、10月19日に、市街地の鹿島神社の秋祭りがありました。そして、10月26日には私が住んでいる加久見地区の神祭がありましたけれども、その際に、鹿島神社の祭りにも市の職員がみこし担ぎに結構出ておりました。そしてまた、加久見の神祭にも従来から市の職員は随分と出ていただいておりますけれども、さらに今年は市の職員が太刀踊りの練習や、あるいはみこし担ぎに参加をしていただきました。

そういった中で、先ほど市長も答弁ありましたけれども、いわゆる高齢化が進むことと、もう一つは人口減によって、非常にどの地域も限界集落とか、そういったことが言われて、地域のコミュニティ活動ができないことが現実になっておりますが、そうした中で、私が市内各地を回る中で、いわゆる地域の方々と話をする中で、市の職員との地域のかかわりについて、随分とそれぞれの意見を聞きました。本当に熱心に部落の行事、あるいはそういった神祭に参加している職員、あるいはまた、ほとんど無関心な職員、そういったいろいろ聞くわけですが、そういった中で、今年度は私自身が市の職員の参加について、身をもって、非常に助けられたとこのように思っておりますが、そうした中で、実はちょっと具体的にはありませんけれども、市長がみずから職員にこのことについて投げかけをしたというふうなことも聞くわけですが、投げかけをしたとすれば、どういった形で具体的に職員に働きかけをしたのか、その点、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この職員の参加につきましては、区長会からも要望がございまして、去る11月の半島地区の区長会でも、要望が出されたところであります。

これに限らず、やはり地域のコミュニティを維持するための担い手としての役割、そういう

役割を担ってほしいという思いもありまして、総務課長のほうから各職員一人一人にメールでその参加を呼びかけたり、また、今年は2月から7月に防災懇談会が各地域で開かれたんですが、それには全職員が参加してほしいということで呼びかけまして、積極的な参加を得て、この大変有意義な地区の防災懇談会になったと思っておりますし、今後も、やはりこの地域コミュニティの担い手としての役割を十分自覚、認識をしていただいて、積極的にどんどん地域に出かけるように呼びかけていきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） わかりました。

実は、直接市長から投げかけをしたというふうに聞いてはいたけど、総務課長からのメールということでわかりました。

実は、今月の2日に市の社会福祉大会がありました。そのときにテーマは地域の絆で支え合うまちづくりというふうなテーマでありましたけれども、このパネルディスカッションの中で、市長の中から地域活動への参加ということと呼びかけたというふうなことをちらっと言っていましたので、これを確認したかったわけですが、先ほど言いましたように、市長も従来より消防団活動を長いこと地域でもされておりましたので、そういったことが根底にあるかなというふうに思っていました。以前に市街地の区長さんより、みこしについての市の職員へ要請があったようだけれども、その際も総務課長名やったかな、ちょっとわかりませんが、余りそれほども参加していただけなかったというふうなことも聞いておりますが、ただ、ずっとずっと前なんですけれども、矢野川市長の際には、特に地域住民とのかかわりについて、市の職員も積極的に地域活動に参加せよというふうなことを力強く言ったような記憶があります。平成23年3月、2011年、地域に飛び出す公務員を応援する首長連合というのが発足をしているようでございます。代表は佐賀県の古川 康知事ですけれども、ただ、古川知事は昨夜、衆議院議員に立候補して当選されましたので、この組織がどうなるかわかりませんが、そうしたことで各県の知事や市町村長が数多く参加をしておるようでございます。

いわゆる飛び公というふうな言葉があるようだけれども、これは外へ飛び出す公務員、組織から外れて地域へ飛び出す公務員、飛び公というようだけれども、いわゆる公務員に対する社会環境も随分とここ数年来違ってくると思っております。というのはいわゆる町おこし、あるいは地域おこしについては、公務員が中心になる、あるいは協力をする、そういったことが職員がふえておるようでございます。

そういったことで、できる限り、今後も先ほど市長が答弁がありましたけれども、できれば、これを引き続いて、ぜひ、職員の方に継続してお願いをしたい、このように考えております。

そしてまた、できれば将来の問題ですけれども、既に三崎地区には、地域おこし協力隊が配置をされておりますけれども、近い将来の問題として、地域担当職員制度、そういったものもできれば、将来、つなげていただければありがたいなと思っています。

ぜひ、市長、継続して、次はちょっと協力について、職務命令はできんと思うのです。勤務外ですので。ただ、市長としてやっぱり先ほど基本的な話がありましたけれども、地域住民があつての市職員ということになれば、ぜひ、継続して協力要請をお願いしたいと思います。一言お願いします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど言い忘れておりましたが、私、直接は在職年齢別職員との意見交換会の中で、直接一人一人にぜひ参加してくださいという思いを述べた上で、呼びかけをしているところでございます。

また、今、ご指摘がございましたが、本当に地域の行事のほかにも、やはり来るべき南海トラフの地震・津波対策、これを想定した防災訓練もございまして、また、住民の防災意識、また災害が起こったときの中心的な存在、そういう市の職員の役割というのは、非常にますますこれからも大きくなってくると思いますので、そういう意味からも今後も引き続いて、要望していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） どうもありがとうございます。

先ほど言いましたように、職務命令ではできないと思いますので、ぜひ協力依頼という形になりますけれども、今後もよろしくお願いしたいと思います。

次に、市有財産の件について総務課長にお伺いをいたします。

この問題については、過去にも橋本議員はじめとして、詳細にわたり質問しておりますので、その後の経過、あるいはまた今後の方向性等についての質問をいたしたいと思います。

例年、9月会議に財産に関する調書の資料の提出が議会にありますけれども、25年度では行政財産、普通財産を合わせ、土地が1,960万7,353㎡、建物が木造、非木造を合わせ15万9,120㎡であり、これを見ると相当な資産となるわけですけれども、そこでこの資産の中で現在利用されていない資産、あるいは活用の見込みがない資産、いわゆる定義はちょっと未利用というか、遊休資産というかわかりませんが、基本的には5年以上活用されていない資産ということになろうかと思いますが、現在の状況はどうなっておるか、まずお伺い



をいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

未利用の施設及び資産については、普通財産、行政財産合計で建物20件、面積で約2万5,498㎡、土地59件、面積で約16万1,273㎡となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） そのうちで、行政財産と普通財産の内訳なんですけれども、できれば土地と建物についての件数をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

未利用の普通財産及び行政財産の件数と面積は、普通財産、土地47件、面積で約8万4,712㎡、建物17件、面積で約1万792㎡、行政財産については、土地12件、面積で約7万6,561㎡、建物12件、面積で約1万4,706㎡となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） わかりました。そこで、以前にちょっと一般質問の中でしたがですけれども、いわゆる遊休資産といいますか、土地の評価額、あるいは建物の評価額は幾らになっているか、お伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

遊休資産の管理につきましては、財産に関する調書にて、貸付地、その他に区分し土地・建物の面積を記載し、管理を行っているところであります。

しかしながら、評価額につきましては、評価をしておりませんので、現状ではわからない状態となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 土地の評価については、個人の資産については税務課のほうで既に何年前に電算化がされてますよね。ただ、私自身が法律的にどうか詳しくはないんですが、公有財産について、いわゆる課税対象にはならない分であると判断していますので、必要かどうか分かりませんが、ただ、自分の財産がどの程度評価があるか、日々、変動しますね。いわゆる資産価値というか。経済状況によっても違いますし、また需要と供給によって違いますけれども、ぜひ必要であるのではないかというふうな判断しておりますが、そこあたりができれば、早急にさせていただければありがたいなというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思いますが、それで次に、未利用の資産の管理費、ある一定、管理費はかかると思っておりますが、年間どの程度要りようか、その点をお伺ひします。

○議長(永野裕夫君) 総務課長。

(総務課長 木下 司君自席)

○総務課長(木下 司君) お答えいたします。

未利用資産の管理費ですが、普通財産が市内8カ所の市有地について、年3回の草刈り委託をしております。平成25年度決算額で34万1,200円です。そのほか、行政財産では、休校中の小・中学校8校の維持管理費が電気、水道、一部学校のセキュリティシステム委託、浄化槽の維持管理、草刈り委託料の合計で平成25年度決算額で345万7,804円となっております。

以上でございます。

○議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) わかりました。

あとちょっと、まだ項目がちょっとありますけれども、時間の関係がありますので、割愛させていただきますが、最後に市長にちょっとお伺ひしますが、市有財産の管理システムのことについてということで、一定検討するというようなことが以前にされておりました。その点については、見込みを含めてちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 以前からこの問題については検討事項として議論をしているところがあります。

全国の状況についても少し触れてみたいと思いますが、平成26年3月末時点で、この管理システムの整備済みの自治体というのは、全国1,789団体のうち、わずか320団体であり

まして、組織率にしてわずか8%にとどまっております。この状況を受けまして、総務省は新たに地方公会計の導入を支援していくため、2014年、本年度から2017年、平成29年度までの4年間で、固定資産台帳整備などに必要な経費に対して、特別交付税措置を講ずるという方針を決定しております。ご指摘のとおり、その財務書類の作成につきましては、本市をはじめ、多くの地方公共団体では、既存の決算統計データを活用した簡便な作成方式である総務省方式改定モデルを採用しております。本格的な複式簿記を導入していないことから、事業別や施設別の分析ができていない。あるいは公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でない、こういった課題があるところであります。

固定資産台帳整備をしますと、財務書類を作成しやすくなることに加え、公共施設の資源や資産、リスクなどを管理し、経営上の効果が期待できますので、本市といたしましても、この固定資産台帳の整備に向けて、来年度、平成27年度の当初予算で委託費を計上する方向で、今、検討しているところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 来年度、検討するというところで、よろしく願いたいと思います。

最後になりましたが、実は今議会の初日に、市長より固定資産税の課税誤りについての説明と陳謝がありました。誤りの件については、家屋評価担当者と土地評価担当者の連携不足及び電算入力チェックが不十分であったとのことでもありますけれども、今年に入って職員の初任給の格付け誤り、固定資産税の課税ミス、過去にはNPO法人の用途不明金や、そういった不適切な会計処理が一連の事件がありました。その都度、二重、三重のチェックをすと言ってきましたけれども、そのことが活かされていない。そのことがきょうにつながっているのではないかとこのように思っております。災害は忘れたころにやってくると言われておりますけれども、本市の不適切な会計や事務処理は、忘れる間もなく連続して発生をしております。原因は何か、基本に立ち返って、ぜひとも職員みずから、組織として真剣に考えてやっていただきたいと思っております。

以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩をいたします。

午後 2時01分 休 憩

午後 2時12分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) こんにちは。同志会の西原強志でございます。

通告に基づきまして、一般質問してまいりますので、執行部の適切なる答弁をお願いいたします。

私の今回の質問は、以下3点の事項について、執行部の考えなど質問してまいりますので、皆さんには大変お疲れのことだと思いますが、しばらくの間、ご清聴くださいますようお願いいたします。

はじめに、質問事項としましては、この太田、中浜両施設の太陽光発電事業について、再生可能エネルギー事業特別会計を設置し、円滑な運営とその経費を適正に図るところであります。会計処理を行ったことについて、執行部からこれまでに事業施行に当たっての経過等、いろいろと説明があったところありますので、ある程度の理解はしているところであります。

現在、太田・中浜両地区とも、施設が完成し、事業運営が開始しましたので、今回、改めて質問いたしますので、ご理解をいただきたいと思えます。

1点目の市直営の太陽光発電に伴う運営状況等についてであります。

はじめに、太田地区及び中浜両地区の施設整備の現状と、旧清掃センターの解体工事を含めて、環境課長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長(永野裕夫君) 執行部の答弁を求めます。

環境課長。

(環境課長 坂本和也君自席)

○環境課長(坂本和也君) 中浜にあります旧土佐清水市清掃センターは、本年5月30日に解体工事が終了し、その後、太陽光発電施設を整備し、10月31日より売電を開始しております。

太田地区につきましては、本年5月27日より売電を開始しており、太田地区の四国電力との契約電力は990キロワット、中浜としては750キロワットとなっており、両施設で1,740キロワットの太陽光発電所の運営を行っております。

11月末の両施設総発電量は、72万5,795キロワットアワー、総売電金額は3,135万4,339円となっております。

○議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番（西原強志君） ただ今、課長のほうから答弁いただきました。特に中浜地区におきましては、長い間、清掃センターとして使用され、本当、中浜地区はじめ大浜、長い間お世話になりました。

この施設を実施するに当たりまして、この清掃センターの解体も済み、本当に私として安堵しているところであります。

また、中浜地区においても、本当に喜んでくれている、そのように理解をしているところがあります。

次に、両施設の管理はどのように行っているのか、また、行おうとしているのか、環境課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 両施設とも、管理に必要なものとして、電気保安業務を四国電気保安協会へ委託、機械警備をセコム高知に委託、また、自然災害やパネルの盗難、電氣的な故障などに備え、損害保険に加入しています。また、施設管理として、パネルの外観点検や清掃、草刈りなどに太田太陽光発電所では、地元下益野地区に管理を委託しており、月2回程度作業を行っていただいております。中浜発電所につきましては、中浜地区の皆さんに下益野と同様の管理委託をしていただきますよう、相談をしております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 今回の課長の答弁によりますと、電力施設につきましては、保安協会、また安全の面についてはセコム等、また草刈り等については、部落をお願いしていると、またしようとしているということでもあります。よくわかりました。

中浜につきましては、私も見に行ったんですけど、なかなかイノシシも入れないような整備もされております。十分であろうと思いますが、ああいうような施設は何があるかもわかりませんので、管理面については十分お願いしたいと思います。

次に、施設整備に当たっての長期借入金の状況について、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

平成25年度の長期借入金の実績は、太陽光発電施設整備工事及び旧清掃センター解体工事、太陽光施設設計委託業務などの市直営の施設整備に対し、3億6,890万円の電気事業債の起債を借り入れしております。

また、平成26年度の長期借入金の見込みは、太陽光発電施設整備工事及び旧清掃センター解体工事管理委託業務などの市直営の施設整備に対し、3億5,218万9,000円の電気事業債の起債を借り入れ予定であります。

平成25年度及び平成26年度合計で、7億2,108万9,000円の借入見込みであります。  
以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。  
(8番 西原強志君発言席)

○8番（西原強志君） 両方合わせて7億2,000万円という借入状況のようでありました。  
続きまして、長期借入金、つまり起債の借り入れ条件等について、どのような方法なのか、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。  
(企画財政課長 早川 聡君自席)

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

借入先は、地方公共団体金融機構でありまして、平成25年度の利息は、固定金利で年利率0.8%であります。平成26年度から平成28年度の3年間は、利息のみの返済であります。平成29年度から平成42年度の14年間は本返済の期間となります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。  
(8番 西原強志君発言席)

○8番（西原強志君） よくわかりました。

26年から28年については、利息のみの返済、それから29年から42年、14年間は元利金の償還になると思いますけど、そういうことのようにあります。

次に、太田及び中浜両地区の太陽光発電の施設の発電能力は、どのような状況であるのか、また、一般家庭の世帯数で見た場合に、どのくらいの世帯数を賄える見込みであるのか、環境課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。  
(環境課長 坂本和也君自席)

○環境課長（坂本和也君） 両施設の想定年間発電出力は、234万2,778キロワットアワー、一般標準家庭の年間消費電力量を3,500キロワットアワーで計算した場合、約670世帯分を賄える能力となっております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。  
(8番 西原強志君発言席)

○8番（西原強志君） 約670世帯を賄えるということでもあります。よくわかりました。

次に、市内各地域において、再生可能エネルギーの事業として、太陽光発電事業を民間において事業を実施していますが、現在、何カ所の事業が行われているのか、また計画されている事業はどの程度あるのか、わかる範囲で結構ですので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 現在、稼働中の施設は、10施設あり、現在建設中や建設計画中の施設が8施設、合計で18施設であります。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 計画を入れて18施設あるということでもあります。よくわかりました。

次に、民間の事業実施により、どの程度の発電能力が見込まれているのか、またそれにより、一般家庭の何世帯分を賄える見込みなのか、これもわかる範囲で結構ですので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 先ほどの18施設を試算しますと、年間想定発電量が1億4,400万キロワットアワーとなり、1世帯当たりの3,500キロワットアワーで割りますと、4,100世帯を賄える発電量になると推定されます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 4,100世帯を賄えると。本市の場合、8,000世帯でありますので、約半分の世帯をこの再生可能エネルギーによって賄えるというような状況になるようであります。

次に、民間による事業も含めて、土佐清水市の全世帯のこれ今、計算したら大体わかりますが、約何%の世帯がこの再生可能エネルギーで賄えるか。また、個人でソーラー発電を設置している世帯はどの程度あるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 環境課で把握している施設の合計出力は1万2,000キロワットとなっております。全世帯の約53%賄われることとなります。一般家庭のソーラー発電については、把握はできておりません。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 約53%賄えるというようなことであります。ソーラーについては確認できていないということでもありますので、よくわかりました。

次に、この再生可能エネルギー事業については、特別会計を設置しているところですが、今後の事業運営に当たっては、起債の据え置き期間の収益金について、先ほど、企画財政課長から答弁ありましたように、26年度から28年度が据え置き期間ということになっておりますので、3年間の決算状況はどのように見込まれるのか、お伺いしたいと思います。環境課長。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 平成26年度から平成28年度までの3年間の収益決算見込み額は約1億9,000万円と見込んでおります。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 課長、26年、27年、28年について、わかれば、個別にお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 平成26年度4,678万5,000円、平成27年度7,280万1,000円、平成28年度6,986万3,000円、合計で1億8,944万9,000円となっております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 約1億9,000万円程度が収益の見込みということのようであります。

次に、両施設の太陽光発電できる期間は20年のようであります。収益金はどのような見込みを予定しているのか、環境課長にお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 20年間の収益金額は約6億4,700万円を見込んでおります。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 20年間で6億4,700万円ということであります。これはあくまで



も計画であって、今後、こういう施設に当たっては、いろいろ考えられないような災害も含めてあるわけでありますので、その辺について今後、どのように今、対応を考えているのか、環境課長にいま一度、答弁をお願いしたいと思えます。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） これはあくまでも見込みの額でありますので、議員おっしゃるとおり、不慮の事故等も考えられますので、堅実に収益金額等については、見込んでいかなければならないと考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 将来のことも含めて、今の時点で6億4,700万円でありますけど、やはりこういうことも考えられますので、そのことも頭に置いて、今後の経営もお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、起債を償還する据え置き期間は、26年から28年、3年間の収益の見込みであります。が、課長の答弁によりますと、約1億9,000万円とのことではあります。が、この収益金の用途をどのような事業等へ運用を図る考えなのか、環境課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 基本的には、公共施設の省エネ化等、条例に沿った取り組みを行っていきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 基本的には、公共施設の省エネ化等のようではありますが、できれば具体的に何々を考えているというのがあれば、どういう省エネ化の事業に充てるとかいうのはわかれば、お願いしたいと思えます。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 具体的には、公共施設の照明のLED化、照明器具の寿命が伸び、従来の照明器具の約40%の消費量削減につながりますので、そういうことなどに使っていきたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） よくわかりました。課長の答弁によりますと、公共施設の照明をLEDに整備したいということで、約40%の省エネにつながるというような答弁をいただきました。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、課長から今、答弁いただきましたが、このようなことをやることにして、経常経費の削減につながると思うんですが、今の時点ではわからんかもわかりませんが、どれくらいの省エネになるのか、わかればお願ひしたいと思ひます。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 坂本和也君自席）

○環境課長（坂本和也君） 照明器具につきましては、約40%全てLED化したら省エネになりますが、それ以外の別途のそういった照明器具以外のものでも、環境にやさしいエネルギーを考えていけば、額としては幾らというふうには試算はしてありませんが、かなりの経費削減になるものと考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 確かに今の時点で、使用したわけじゃないし、事業として実施したわけでないので、その辺の試算はできないと思ひます。よくわかりました。

ただ今、課長から提案がありましたLED化等の省エネに関わる事業費に充当したら、予算執行に当たって、会計処理をどのように図るのか、企画財政課長にお伺ひしたいと思ひます。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

先ほどの環境課長より、収益金の使途について、答弁があった事業につきましては、全て再生可能エネルギー事業に関連する事業でありますので、それらの経費につきましては、再生可能エネルギー事業特別会計の歳出予算に計上いたしまして、事業を実施し、当該年度の収益をその事業に充てることとなります。その結果、歳入が不足をすれば、土佐清水市再生可能エネルギー事業基金から繰り入れをし、逆の場合は、基金に積み立てるということとなります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 今の課長の答弁では、その再生可能エネルギー特別会計の中で事業実施を図るということですが、普通考える場合は、そこでできた収益については、基金等に当然積立して、一般会計に組んで、基金を取り崩して一般会計に計上して、一般会計の中で事業を

図るというように私は考えていたんですけど、その事業、特別会計でそういうような事業をするのはちょっとおかしいと言ったら何ですけど、あくまでも他の会計で基金を取り崩して、一般会計で実施するべきやないかと思うがやけど、その辺は私はそのように考えておりますけど、課長、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） 現時点におきましては、先ほど、環境課長のご答弁にもありましたように、条例に沿った運用をするということでございます。今後におきましては、そういった議員のおっしゃられること等がもし仮に必要なになれば、その場での協議等は必要になってこようと思います。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 課長の答弁、よくわかりました。

それでは、次に市長にお伺いいたします。

環境課長から再生可能エネルギー事業特別会計からの収益金の使途について、考えを示されたところではありますが、私はすばらしい考え方であると思っております。

この収益金は、市民の皆さんから電気料として電力会社へ支払された一部の電気料金がこの会計へ集約されたものであると考えております。将来の土佐清水市の財政負担の軽減を図る事業に充当して、有効に予算執行を図る必要があると考えますが、市長として収益金の有効活用について、どのような考えなのか、所見をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 繰り返しになるんですが、収益金の有効活用につきましては、先ほど環境課長、企画財政課長が答弁したとおりでございまして、土佐清水市再生可能エネルギー事業基金条例の趣旨に鑑み、公共施設の省エネ化、そして地球温暖化防止に向けたそういった取り組みに活用したいと、そのように考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 市長の考えをお聞きしました。

次に、2点目の太陽光発電事業に係る土地造成工事について、質問をいたしてまいります。

緑ヶ丘の私有地に太陽光発電事業に係る土地の造成工事について、まちづくり対策課長にお伺いいたします。

この造成工事に係る事業実施に当たっての経緯の中で、近隣の住民から工事中の騒音及び造成工事を実施している過程で、さまざまな形で工事の施工に関する点で、多くの苦情等が施工業者及び行政に対して、要望・要請があったと聞いているところでもあります。この件について、土地造成工事への市の対応をどのように行ったのか、まちづくり対策課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 横山周次君自席）

○まちづくり対策課長（横山周次君） 今、ご指摘のありました騒音とか、苦情等につきましては、直接まちづくり対策課のほうの対応になりませんので、今、議員からいわれました造成工事に対する質問として答弁させてもらっております。

土地の造成等開発行為に係る許可は、都市計画法第29条や森林法第10条の2、これは林地開発であります。等による開発行為の許可が適用をされますが、太陽光発電事業は、都市計画法でいう開発行為、これ都市計画区域内において、主として、建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地区画形質の変化、これを開発行為といいます。これに該当せず、またこのケースは林地開発許可の県知事が立てた地域森林計画の対象民有地でもなく、造成工事における市のほうの関与はありません。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 課長から答弁がありましたとおり市の関与はないということですが、市民はやはりあのような工事をされると、一番先に関係課のほうにそういう要請はするわけですが、本当に工事の状況を見ても、なかなか近隣の方々が不安を感じているのは事実であります。

県の許認可については該当しないということですが、それについて課長の考えを聞いたわけでありませぬ。

次に、施工業者への対応と指導をどのように行っているのか、課長にお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 横山周次君自席）

○まちづくり対策課長（横山周次君） 先ほど答弁したとおり、太陽光発電事業は、都市計画法での開発行為の許可には該当しません。ただ、場所によりましては、1ヘクタールを超える開発行為で、林地開発許可が必要となり林業事務所への届け出が必要となるケースもあります。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 林地開発する前には、届け出が必要な事業だということのようですが、ということは、市として指導ができませんということのようですね。

次に、課長にお願いしたいと思います。

課長は、この工事の現場を見て、工事施工内容についてどのように感じたか、私が見た場合に、これは危険やなど自分なりに感じたわけではありますが、課長としてどのようにこの工事を見て、当然、現場も見てくれたと思うわけですが、どのように感じたかをお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 横山周次君自席）

○まちづくり対策課長（横山周次君） 5月12日にかかなり強い雨が降りまして、市道等が造成現場からの土といますか、側溝等なんか埋設されております。その関係ですぐに施工業者には側溝のほうの原状回復等の指導はしておりますけれど、今の山を切った施工方法とか形につきましても、民間事業の施工でして、全く市のほうの権利は、実行できるところですので、いろいろ見方があるかもわかりませんが、私個人としたら、口出しのできん工事だと思っております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 課長の答弁、よくわかりました。市のほうで指導する権利がないというような答弁でしたが、その件についてはよくわかりました。

次に、この緑ヶ丘での土地造成工事は、民間会社により太陽光発電事業が実施されると聞いています。私は、工事施工の内容そのものはよくわかりませんが、工事施工に当たって、擁壁について石積みの鉄製の網のようなもので巻いて、その上段を土羽打ちして、擁壁工事を行っている状態のようであります。

足摺病院の裏通りの市道から約18mかさ上げして、この造成工事を行っている状態であります。先日の雨により、その箇所の一部が決壊をしていたところであります。

今後、近隣の住民は、豪雨等によれば、崩壊の恐れがあると心配をしているところであります。

市長にお伺いします。

以上申し上げましたように、このような工事の施工業者に対して、市として今後、このような工事等に備えて、市として指導等ができる何らかの対策等、条例等の制定も含めて、検討する必要があると考えますが、市長の所見をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 今、まちづくり対策課長が答弁いたしました。この工事につきましては、例えば工事の騒音、振動とか、砂ぼこりとか、まちづくりの管轄以外に環境課のほうにもいろいろ言ってきた住民がいるということで、市役所としてもその問題については、現場も見ながら、随時指導もしているというふう聞いております。

今のかさ上げしたその土地造成工事したところがくずれる恐れがないかという質問だとは思いますが、この土地の造成工事の施工に当たっては、具体的にすぐ下の住民の方から相談があったということで、まちづくりの対応としては、施工業者から実際、工事のコンサルがはじくといいですか、そういった補強土壁安定計算書、これを提出を求めまして、その強度については確認し、そのことを相談者にも報告したというふう聞いておりますし、そのことで一定理解は得られたと、そういうことになっていると聞いております。

ただ、不安がありますので、今後におきましても、関係法令の遵守はもちろんのこと、やはり周辺の住民に対しては、十分な配慮と説明責任を果たすように、そういった指導は考えたいというふう考えております。

○議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) 今、市長の答弁にありましたように、1点は最初の工事の施工に当たっての説明責任が果たせなかったということが一番の原因であろうかと思えます。そういうことでいろいろ長らくたって説明されて、納得するとかせんとかいうような状況もあったようです。

私は、この件で質問したのは、本市じゃなくて、県、市において工事の残土についていろいろあと残土の処理がそのままになって、災害に結びついたというような経過も聞いておりますが、そういうことから市が指導監督できるような条例が制定できんものかというような意味の質問でありますので、その辺今後、今、市長の答弁でよくわかりましたが、その辺どんなものでしょうか。検討していただけるでしょうか。市長にお聞きします。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 大変難しい問題だと思うんですが、この土地造成というのは、都市計画法という法律がありまして、それを上回るような条例の制定というのは、いろんな問題があるのではないかと考えておりますが、太陽光の発電、この問題につきましては、これまでこういう住宅地の近くに設置するという事例がありませんでしたので、いろんなトラブルといえますか、いろんな住民の方に不安を与えているんですが、そこら辺、先進地も含めて、全国でこ

ういう再生可能エネルギーの設置というのは、盛んに行われておりますので、そういう全国の例もちょっと研究をいたしまして、検討させていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） どうもありがとうございます。

次に、3点目の今後の保育所運営と施設管理の方向性についてであります。

はじめに、新清水保育所運営についてお伺いいたします。

一昨年12月議会に、当時の岡林喜男議員の質問及び今年の3月会議での私の質問に対して、新清水保育所の運営の方向性、児童数の実績など、その推移等の答弁を当時の所長からいただきました。

余り変わったところはないかと思いますが、質問の趣旨からして、改めて質問してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

今12月会議の12月8日の再開日に、市長の施政方針において、3園統合による保育園名称は市民からの公募により、きらら清水保育園と決定した旨、報告がありました。

条例の改正はまだされていませんが、これからの質問については、きらら清水保育園と質問させていただきます。

現在、3園を統合する保育所は、平成27年3月完成に向けて、急ピッチに工事が進められているところであります。福祉事務所長にお伺いいたします。

きらら清水保育園の運営については、平成27年度について市直営での保育所の運営管理を行うとのことで、これまでの答弁で明らかにされていますので、このように認識してよろしいですか。お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） そのとおりでございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 以下、何点かについて福祉事務所長にお伺いいたします。

はじめに、このきらら清水保育園の定員数は何人ですか。また、平成27年4月入所見込みの園児数は何人か、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

さらに清水保育園の定員数は222名で、0歳児18名、1歳児27名、2歳児36名、3歳児47名、4歳児以上94名となっております。

また、来年度の園児の入園数は0歳児が15名、1歳児が32名、2歳児が32名、3歳児が40名、4歳児が35名、5歳児が35名で、合計189名を見込んでおります。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 定員は222名、来年27年4月の見込み数は189名ということで答弁いただきました。ありがとうございます。

次に、児童数の推移についてお伺いいたします。

平成24年度から25年度の実績と26年度から29年度の見込みについてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

市内7園の保育所の児童数は、平成24年度末で338名、平成25年度末で299名で、平成26年度末からは見込み数となりますが、平成26年度末で283名、平成27年度末で272名、平成28年度末で235名、平成29年度末で232名と見込んでおります。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 所長の答弁によりますと、平成24年度は338人、26年度の児童数については、これより55人減少する見込みとなっております。減少して283名となるところであります。減少率は16.3%であります。平成24年度の児童数338人に対して、29年度の見込みが232名とのことで、これを比較した場合に、106人の園児が減少し、減少率に至っては、18%大幅な減少の見込みとなっております。少子化が顕著にあらわれている状況であります。

今後さらに園児数の減少が続くものと考えるところであります。

次に、保育士等の退職予定についてお伺いいたします。

平成26年から32年までの保育士等の退職予定見込み状況についてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

平成26年度が保育士3名、平成27年度が保育士4名、平成28年度が保育士3名、平成



29年度が保育士3名と調理師2名、平成30年度と31年度は退職者なし、平成32年度が保育士1名と調理師3名となっております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。  
(8番 西原強志君発言席)

○8番（西原強志君） よくわかりました。

次に、職員数の推移について、26年度から29年度までの見込みについてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。  
(福祉事務所長 徳井直之君自席)

○福祉事務所長（徳井直之君） 臨時職員を含む保育士数は、平成24年度が57名、平成25年度が56名、平成26年度からは見込み数になりますが、平成26年度が57名、平成27年度が50名、平成28年度が48名、平成29年度が46名となる見込みであります。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。  
(8番 西原強志君発言席)

○8番（西原強志君） 今の所長の答弁によりますと、職員数も減少しております。26年から27年、3園が統合となりますと、5人程度減となっております。

次に、平成26年の正職員及び臨時職員は、どのような構成になっているのかお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。  
(福祉事務所長 徳井直之君自席)

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

平成26年度の保育士数は57名で、うち臨時職員が24名となっております。

各園ごとでは、下川口保育園が3名で臨時職員なし、三崎保育園が8名で臨時職員4名、足摺岬保育園が3名で臨時職員なし。下ノ加江保育園が7名で臨時職員3名、浦尻保育園が9名で臨時職員4名、清水保育園が19名で臨時職員11名、旭保育園が8名で臨時職員2名となっております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。  
(8番 西原強志君発言席)

○8番（西原強志君） 所長の答弁によりますと、特に臨時職員数の構成比が非常に高い保育所としましては、浦尻保育所の9人のうち4人、清水保育所の19人のうち11人、三崎保育所の8人のうち4人が臨時職員で占めて、この3園に合わせると、36人のうち19人が臨時職員として雇用されており、この割合は約53%であります。このような状態において、保育

所の運営がなされているところであります。施設の管理運営を担当している福祉事務所長として、このような職員構成の雇用形態の状況の中で、保育業務を行っている自治体の現状を見ましたときに、適正な保育行政ができていのかどうか、どのように感じているのか、所長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

各保育所で臨時職員が多くなっていることにつきましては、福祉事務所長としては大変申しわけないという思いもありますが、現状ではやむを得ない配置となっております。希望としましては、正職員の採用を定期的にお願ひしたいところですが、子どもが毎年減少している中では、非常に難しい問題であると思います。

ただ、今の臨時職員さんたちの保育の力量につきましては、正職員にも負けないだけの人もおり、園長、主任の指導等により十分な保育の確保はできているものと考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 所長の今、答弁によりますと、臨時職員も当然一生懸命にやってくれているというのはわかりますが、やはり身分が保障されておりませんので、その辺についてはこの構成比については、私は異常な状態であるというふうに私自身思っております。これはいろいろあとの指定管理者への移行問題でもありますので、その辺も含めての対応もあるのではないかと感じられる思いではありますが、わかりました。

50%を占めているという改善について、所長の考えがあれば、簡単でいいですが、お伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） 改善の方法としましては、今後、さらには清水保育園の民営化、指定管理者の導入時期とそれによる人員配置を見て、保育士が不足する場合は、また新たな採用についてもお願ひしたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） よくわかりました。

次に、新統合保育園の指定管理者への移行についてお伺いたします。

市長は、今回の12月会議の施政方針において、特別養護老人ホームしおさい、新統合保育

所等の指定管理者制度への移管など、公共施設の管理運営について、聖域を設けることなく改革を断行するとした決意を表明されたところでもあります。

これまでに多くの公共施設が地方自治法の規定により、指定管理者制度へ移管してきたところでもあります。図書館、体育館、斎場、文化会館、最近では中央公民館が平成25年4月に移管し、指定管理者へ移管しての管理運営がなされているところでもあります。

福祉事務所長にお伺いします。

新統合保育所、きらら清水保育園の管理運営について、市長は指定管理者へ移行する考えを示されましたが、保育所の運営管理を任されている福祉事務所長としては、どのように認識しているのかお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

きらら清水保育園の民営化、指定管理者の導入時期につきましては、所内では平成28年度から導入してはどうかという考えでございましたが、市街地地区3園の保育所が統合して、1つの新しい新保育園になることから、まずはこの統合新保育園の運営を第一に行い、一定、運営が軌道に乗ってから、早急に指定管理者の導入を図りたいと考えてます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 今、所長から答弁いただきましたが、28年以降、何年度に指定管理制度に移行するか、所長の段階でわかれば、お伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） 早くても、平成28年度の後半以降になるのではないかと考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 所長の考えで28年度の後半ということ、実質29年というような状況になろうかと思いますが、よくわかりました。

企画財政課長にお伺いいたします。

きらら清水保育園の指定管理者に移管した場合の財政負担状況についてであります。施設の管理運営に当たって、電気、水道等の必要経費は公立運営であれ、民間の運営であれ、余り変わらないと考えますが、人件費をどのように抑えるのかが、一番であると考えます。移管す

るには、保育所運営にかかわる人件費は、当然、国の基準に基づいて算定になるかと思いますが、指定管理者制度に移管した場合、年間どの程度の負担の軽減が見込まれるのか、答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） 所管外でありまして、所管する福祉事務所にお聞きをいたしますと、平成25年度に平成23年度の決算値をもとに試算したデータがありますので、その数値を申し上げます。

市街地地区3園の運営経費が合計で2億5,144万円で、そのうち、人件費が47名分、臨時職員を含みますが、2億3,072万9,000円、91.8%というふうになっております。これを1園で指定管理者に移行した場合の概算の試算といたしましては、人件費を含む運営経費として、1億7,622万3,000円の提案があり、7,521万7,000円の削減となり、このほかにも代替臨時職員の削減分と合わせまして、約8,200万円の削減が可能になるという試算がございます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 財政課長の答弁によりまして、3園統合後、指定管理者に移管した場合には、約8,200万円の削減になるというような答弁がありました。よくわかりました。

次に、市長にお伺いいたします。

統合保育園の指定管理者への移管についてであります。先ほども申し上げましたように、今回の12月会議の施政方針の中において、新統合保育園の指定管理者制度への移管など、公共施設の管理運営について、聖域を設けることなく、改革を断行をすると決意が表明されたところでありますが、先ほど、所長にもその考えを質問してまいりました。

新統合保育園への指定管理者への移管は、準備等の期間も必要かと存じますが、今、所長からも答弁がありましたが、いつごろから導入を予定しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど、福祉事務所長も申しましたが、やはり準備期間というのは十分とって、やはり保護者、それから関係職員、関係者のコンセンサスも十分にとる期間をスケジュールを立てて、立てたいというふうに思っておりますので、先ほど、所長も答えましたが、まずはきさら清水保育園の運営を第一と考えて行いまして、一定のめどが立てば、なるべく早

い時期に実施することが望ましいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 市長から、所長はちょっと突っ込んだ話をいただきましたが、市長は慎重にめどがつけば、考えたいということでもあります。

所長が28年度というようなことで、終わりごろと答弁いただきまして、私としては、それを両方ミックスして、28年、29年からされるのやないろうかというように思いますが、市長、その辺を何年度というわけにはいかんですか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 福祉事務所長が突っ込んだ答弁をしておりますが、やはり十分な準備期間はとりますが、やはり早急に導入できる説明会なり整理していきたいと思っておりますし、福祉事務所長が目指す28年度後半以降ということを1つのめどとして、市を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 市長としては、28年の後半というめどを立てました。どうかよろしく。やはり保育は統合したことによって、園児、保育士が問題がないような統合に向けて取り組んでいただきたいと思えます。

次に、福祉事務所長にお願いいたします。

3園統合の旧浦尻、旭、清水保育所の施設管理の方向性についてお伺いいたします。

この件については、今年の3月会議での副市長の答弁によりますと、今、具体的にどういう要望があるのか承知していないが、何とか有効に活用できるような方法を今後、検討していきたいと答弁をいただきました。その後、検討していただいたと思えますが、どのような方法で施設管理をしようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

廃園となる浦尻、旭、清水の3保育園につきましては、平成27年度については、福祉事務所が行政財産として管理し、平成28年度からは、普通財産として総務課に移管したいと考えております。

旭保育園と浦尻保育園につきましては、地元の区長さんから一部を区長場として利用したいとの要望がありますので、区長場として利用しながら、平成28年度からの普通財産としての管理をどのように行うか、区長さんと協議していきたいと考えております。

また、清水保育園につきましても、有効な利用につきまして、平成27年度中に検討してまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） よくわかりました。28年に普通財産に切りかえて対応したいということでもあります。

所長から答弁ありましたように、旭町、浦尻等からも借り入れしたいという要望を受けておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、管理運営について答弁をいただきたいと思ひます。

浦尻部落は、浦尻公会堂を部落での行事に利用していたが、河川改修のため、移転しなければならない状況となり、現在、浦尻公会堂を解体し、サロン等の行事については、住宅として利用していた古い市営住宅を使用しているところであります。区長より、浦尻保育所及び旭保育所が統合により、新統合保育所に移ることに伴ひ、部落はあとの施設を使用したい旨、先ほど所長からありましたように、要望を出しているというふう聞いております。どのような方法で貸与するか、また施設の管理、先ほどの管理についてはお伺ひしましたが、施設をどのような方法で貸与するのか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えします。

普通財産となった旧保育園を貸与する場合は、使用料につきましては無料としても、電気料等の経費は、地元（借主）にお願いしております。

その中で、電気料契約の見直しや管理使用方法について、平成27年度中に区長さん、福祉事務所、総務課で話し合ひを行い、できるだけ地元負担が少なくなるような方法を考えていきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 所長から前向きな答弁をいただきました。ぜひ、部落で借っても、あとの電気料、水道料等が必要でありますので、その辺もぜひ検討した上で、部落としても最善の方法で借り入れしたいということになるかと思ひますので、ぜひよろしくお願ひしたいと

思います。

次に、市長にお伺いいたします。

ただ今、福祉事務所長から答弁をいただきました。浦尻・旭・清水保育所の管理等の方向性がある程度示されたところであります。これらの施設は、比較的新しい施設でもあり、今後の施設の管理も重要であります。地域でのサロン等、コミュニティ活動の場として、地域に親しまれる施設として活用を図る必要があると考えますが、市長の所見を求めます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 普通財産の管理料のことについて、所長に質問がございました。

既に旧津呂保育園、中浜保育園、布保育園、そういった既に貸し出しているところもありますので、基本的には従来どおりの方法でお願いをしたいと思っておりますが、この施設につきましては、今、西原議員が言われたように、今後、地域のコミュニティセンター的な機能を有し、いきいきサロンや運動教室等、地域の健康づくり、生きがいくくりにもつながる、そういった施設として有効に活用されることを期待をしているところです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 市長から、保育所の施設管理については、本当に十二分に考えた上で答弁をいただいたと思うわけであります。

ぜひ、両施設、3施設については、先ほど申しましたように、新しい施設でありますので、管理についても、やっぱり部落に貸すにしても、当然、真剣に考えた上での管理運営だと思いますので、その辺ぜひ、管理料等の助成も含めて検討していただくよう要望いたしまして、全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明12月16日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 3時13分 延 会